

個人情報保護法における「個人情報」の定義について

(出典：平成16年厚生労働省・経済産業省告示第41号「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」)

II. 法令解釈指針・事例

1. 定義 (法第2条関連)

(1) 「個人情報」(法第2条第1項関連)

法第2条第1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

「個人情報」^{※1}とは、生存する「個人に関する情報」であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる^{※2}ものを含む。)をいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」には日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は含まれない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報)。

※1法は、「個人情報」、「(4) 個人データ」及び「(5) 保有個人データ」の語を使い分けており、個人情報取扱事業者¹に課せられた義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

※2「他の情報と容易に照合することができ、…」とは、例えば通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいい、他の事業者への照会を要する場合、当該事業者内部でも取扱部門が異なる場合等であつて照合が困難な状態を除く。

【個人情報に該当する事例】

- 事例1) 本人の氏名
- 事例2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- 事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- 事例4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)
- 事例5) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報
- 事例6) 雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）
- 事例7) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。）
- 事例8) 官報、電話帳、職員録等で公にされている情報（本人の氏名等）

【個人情報に該当しない事例】

- 事例1) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）
- 事例2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@ispisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)
- 事例3) 特定の個人を識別することができない統計情報

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【解説】

1 「個人情報」(第1項)

(1) 「生存する個人に関する情報」

ア 個人に関する情報

「個人に関する情報」とは、極めて幅広い概念であつて、個人の内心、外観、活動等の状況のみならず個人の属性に関する情報のすべてをいう。すなわち、個人の氏名、年齢、性別、住所、家族関係、職業、活動等の事実に関する情報のみならず、個人に関する判断・評価、個人が創作した表現・ノウハウ等人格権的又は財産権的に価値ある情報、その他個人と関係づけられるすべての情報を意味する。公知であるかどうかも問わない。本法の対象となる情報について、「個人に関する情報」をさらに類型化し、例えば、プライバシーに関わる情報とか、個人の正当な権利利益に関わる情報、あるいは、よりセンシティブな情報というように限定する考え方があり得る。しかし、情報の特質として、その権利利益性は、情報そのものの内容や性質のみならず、その利用目的や取扱いの方法等によっても様々に顕在化する。一見すれば、半ば公知といえる住所その他の事実に関する情報であっても、他の「個人に関する情報」との組合せや利用目的次第で犯罪行為を助長するおそれすらあり得るように、すべての「個人に関する情報」はその取扱い次第で個人の権利利益に関わる可能性のある情報といい得る。また、プライバシーや正当な権利利益等の概念は相対的かつ主観的な面を払拭できず、現段階では基本的、基礎的概念として用いることは適当でない。このため、本法では「個人に関する情報」について特別の性質等に基づく限定は加えていない。

法の直接の規律対象となる「個人情報」は、「個人に関する情報」であつて、特定の個人を識別できるものに限定されている ((2)参照)。

「個人」には外国人も当然含まれる。いわゆる公人（政治家、公務員等）も自然人としての権利利益の保護の観点からは当然「個人」であり、企業等の役員も同様に「個人」である。法人その他の団体は「個人」に当たらないため、法人等の団体それ自体に関する情報は「個人情報」に含まれない。法人その他の団体は「個人」に当たらないため、法人等の団体それ自体に関する情報は「個人情報」に含まれない。

(2)「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

「個人に関する情報」のうち、特定の個人を識別できる情報は、コンピュータ処理によって「名寄せ」が容易であることに加えて、当該情報と本人との結びつきが明確であることから、その取扱いによって本人に権利利益の侵害がもたらされる可能性がある。匿名の個人情報であっても、例えば知的所有権に係る情報等その取扱い次第で本人の権利利益侵害の可能性のあるものは皆無ではない。しかし、現実には匿名の個人情報がいかなる個人に関する情報であるのかは、一般に本人以外の他人にはわからないし、このような情報まで含めるとすると「個人情報」の範囲が際限なく広がることともなりかねない。匿名情報が問題となるのは特定の場合に限られ、既に著作権法などで対応されているものもあるが、いずれにしてもこの法律とは別の法制度による仕組みが必要であろう。そこで、本法では「個人に関する情報」のうち、特定の個人が識別可能なもののみを「個人情報」と定義している。

「氏名」は、もともと個人を識別するものとして用いられており、また、実際に最も個人を特定しやすい情報であると考えられる。「その他の記述等」としては、例えば、住所、年齢、性別、電話番号、個人別に付された番号、記号（会員番号、金融機関の口座番号、試験の受験番号等）等が挙げられる。映像や音声情報も、それによって特定の個人が識別される場合は、「個人情報」に含まれる。

「他の情報と容易に照合することができ」とは、それ自体は個人識別性がない情報について、特別の調査を行ったり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手間をかけることなく、すなわち、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態である。これに該当しない場合としては、例えば、日常的に行われていない他の事業者への特別な照会を要する場合、内部でもシステムが異なる等の事情により技術的に照合が困難な場合が考えられる（事業者又は内部組織の間で組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合は、「容易に照合することができ」る場合に当たると考えられる。）。

※ メールアドレス、アクセスログ等について

コンピュータや携帯電話を通じてやりとりされる電子メールのアドレスについては、本人に割り当てられたローマ字・数字の任意の組合せとプロバイダ等のドメインとから構成される場合、通常それだけでは「特定の個人を識別できる」とはいえず、本項で定義する「個人情報」には該当しないと考えられる（ただし、このような場合であっても、本人と当該本人がサービスの提供を受けているプロバイダ等との関係では後者にメールアドレスと結びつけ得る本人の契約情報が保有されているはずであり、メールアドレスが「個人情報」に該当する場合があると考えられる。）。

ホームページを閲覧した際に記録されるアクセスログについても、通常そこから得られる情報は、アクセス日時、相手側ドメイン名、IPアドレス、基本ソフト、ブラウザの種類等であり、一般にそれ自体から「特定の個人を識別できる」とはいえないことから、基本的に「個人情報」に該当しないと考えられる（この場合も、当該アクセスログを保有する者において、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる場合には、当該アクセスログを保有する者と本人との関係において「個人情報」に該当する。）。